

大阪広域環境施設組合条例第12号

大阪広域環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例

大阪広域環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中第39項の次に次のように加える。

39の2	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位、人間関係その他の職場内の優位性を背景として業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為をすること	停職、減給又は戒告
39の3	前項に掲げる行為をしたことについて指導を受けたにもかかわらず、当該行為を繰り返すこと	停職又は減給
39の4	第39項の2に掲げる行為により、相手に著しい不安を与え、これに起因する疾病に罹患させること	免職、停職又は減給

別表第61項中「強姦」を「強制性交等」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中第39項の次に次のように加える改正規定及び次項の規定は、公布の日の翌日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪広域環境施設組合職員基本条例別表第39項の2から第39項の4までの規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に生じた事由について適用し、同日前に生じた事由については、なお従前の例による。